

ID: 101

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 第11条		
例規番号	平成3年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第十一条 町長は、虚偽その他不正な行為により、ひとり親家庭医療費の助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日